

平成28年第6回平群町議会

定例会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	平成28年6月7日
招 集 の 場 所	平群町議会議場
開 会 （ 開 議 ）	6月7日午前9時5分宣告（第1日）
出 席 議 員	<p>1 番 山 本 隆 史 2 番 城 内 敏 之</p> <p>3 番 井 戸 太 郎 4 番 森 田 勝</p> <p>5 番 稲 月 敏 子 6 番 植 田 い ず み</p> <p>7 番 山 口 昌 亮 8 番 山 田 仁 樹</p> <p>9 番 高 幣 幸 生 1 0 番 窪 和 子</p> <p>1 1 番 下 中 一 郎 1 2 番 馬 本 隆 夫</p>
欠 席 議 員	な し
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	<p>町 長 岩 崎 万 勉</p> <p>副 町 長 中 島 伊 三 郎</p> <p>教 育 長 岡 弘 明</p> <p>会 計 管 理 者 瓜 生 浩 章</p> <p>理 事 岡 田 守 男</p> <p>理事（政策推進課長） 大 浦 孝 夫</p> <p>理事（総務防災課長） 経 堂 裕 士</p> <p>理事（教育委員会総務課長） 西 本 勉</p> <p>理事（上下水道課長） 島 野 千 洋</p> <p>税 務 課 長 西 脇 洋 貴</p> <p>住 民 生 活 課 長 中 村 九 啓</p> <p>健 康 保 険 課 長 辰 巳 育 弘</p> <p>福 祉 課 長 今 田 良 弘</p> <p>観 光 産 業 課 長 西 岡 勝 三</p> <p>都 市 建 設 課 長 寺 口 嘉 彦</p>
本会議に職務の ため出席した者 の職氏名	<p>議 会 事 務 局 長 上 田 昌 弘</p> <p>主 幹 高 橋 恭 世</p> <p>主 任 竹 村 恵</p>
町 長 提 出 議 案 の 題 目	<p>報告第 5 号 議会の委任による専決処分の報告について （和解及び損害賠償の額の決定について）</p> <p>承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて （平成28年度平群町住宅新築資金等貸付 事業特別会計補正予算（第1号）について）</p>

<p>町長提出議案 の 題 目</p>	<p>承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて (平成28年度平群町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について)</p> <p>議案第32号 平群町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について</p> <p>議案第33号 平群町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所使用料徴収条例の一部を改正する条例について</p> <p>議案第34号 平成28年度平群町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について</p> <p>議案第35号 平群町公共下水道6号幹線3工区工事の請負契約の締結について</p>
<p>議事日程</p>	<p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p>
<p>会議録署名議員 の 氏 名</p>	<p>議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。 9番 高 幣 幸 生 10番 窪 和 子</p>

平成 28 年 第 6 回 (6 月)
平群町議会定例会議事日程 (第 1 号)

平成 28 年 6 月 7 日 (火)
午 前 9 時 開 議

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | 報告第 5 号 | 議会の委任による専決処分の報告について
(和解及び損害賠償の額の決定について) |
| 日程第 5 | 承認第 6 号 | 専決処分の承認を求めることについて
(平成 28 年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 (第 1 号) について) |
| 日程第 6 | 承認第 7 号 | 専決処分の承認を求めることについて
(平成 28 年度平群町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) について) |
| 日程第 7 | 議案第 32 号 | 平群町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 8 | 議案第 33 号 | 平群町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所使用料徴収条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 議案第 34 号 | 平成 28 年度平群町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) について |
| 日程第 10 | 議案第 35 号 | 平群町公共下水道 6 号幹線 3 工区工事の請負契約の締結について |

開 会 (午前 9時05分)

○議 長

皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより平成28年平群町議会第6回定例会を開会いたします。

町長、招集の御挨拶をお願いします。町長。

○町 長

皆さん、おはようございます。平成28年第6回定例会開催に当たりまして、御挨拶申し上げます。

議員各位におかれましては、公私御多忙の中、御出席を賜り、まことにありがとうございます。

6月に入りまして、平群の里のあちらこちらで田植えが始まり、初夏の田園風景が見られる季節となってまいりました。

まず御報告ですが、先月末の平成27年度の出納閉鎖の結果、平成27年度の一般会計は、実質収支で2億5,657万4,000円、実質単年度収支でも2億5,657万4,000円の黒字決算となりました。普通会計では、一般会計に加え、住宅新築資金等貸付事業特別会計におきまして一定の収支改善が図られたことなどから、実質収支で2億4,641万2,000円の黒字、実質単年度収支で2億5,656万6,000円の黒字決算となりました。また、国民健康保険特別会計では2,675万2,000円の赤字となっており、その他の特別会計はいずれも黒字か収支同額となっております。特に一般会計につきましては、地方交付税や各交付金等の増額、地方創生関連の補助金の増額、また、町民の皆様にご負担をお願いしている固定資産税の超過税率、管理職員の給与カットなどによりまして財政がプラスに転じたところでありますが、まだまだ平群町の実力ではないことから、決して手放しでは喜べないのが現実であります。

平成28年度、今年度は清掃センターの仮置き焼却灰の適正処理の財源確保など、一段と厳しい財政運営を余儀なくされているところであり、さらなる歳入の確保と経費の節減により、自立的な財政基盤の確立に取り組んでまいらなければなりません。すなわち焼却灰の適正処理に加えて、未耐震のままの状態であります公民館や人権交流センター、手狭な図書館の施設更新と統合による最適配置は、待ったなしの状況であり、早期に文化センター、図書館建設に着手する必要があります。しかし、この事業の実現には大きな財政的負担を覚悟しなければならず、毎年黒字を重ねて財政基盤の確立を果たすと同時に、基金

を積み上げることが必須の条件となります。議員各位におかれましても、なお一層の御理解と御協力をお願い申し上げる次第でございます。

さて、5月の臨時議会から本定例会までの主な平群町の出来事でございますが、5月29日には、ごみ減量フェスタ2016が開催されまして、「未来へつなごう、エコタウンへぐり」を合言葉に各種展示イベントや清掃センターへのごみの行方ツアーなどが開催され、多くの町民の皆様がごみ減量化に向けた取り組みを体感していただくことができました。

本定例会では、特別会計の専決処分が2件、条例の一部改正が2件、特別会計の補正予算が1件、工事請負契約の議決が1件、合計6件の審議をお願いいたしております。いずれも慎重審議いただきまして、原案どおり承認、可決を賜りますようお願いを申し上げます。招集に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議長

会議の冒頭ではありますが、総務防災課長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。総務防災課長。

○総務防災課長

貴重なお時間をいただきまして、申しわけございません。私のほうから1点、報告をさせていただきます。

去る5月25日開会の議会運営委員会において、議案第35号の議案件名が「平群町公共下水道第6号幹線3工区工事の請負契約について」の議案件名でありましたが、正しくは現在配付させていただいております議案件名でありますので、御報告させていただきます。どうも申しわけございませんでした。よろしく願いいたします。

○議長

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりです。本日の議事日程の朗読を求めます。局長。

○局長

議事日程報告 議事日程表のとおり

○議長

ただいまの報告のとおり、日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により9番、高

幣君、10番、窪君を指名いたします。本定例会会期中、よろしく願いいたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、過般の議会運営委員会で内定しておりますとおり、本日から6月17日までの11日間といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月17日までの11日間と決定いたしました。

続きまして、会期の内容の報告を求めます。局長。

○局長

それでは、会期の内容について御報告を申し上げます。

会期につきましては、6月7日火曜日から6月17日金曜日までの11日間でございます。

日にちを追って御報告を申し上げます。

6月 7日（火） 本会議（初日） 午前9時より

なお、一般質問の通告締め切りにつきましては、本日の午後5時までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

6月 8日（水） あいてございます。

6月 9日（木） あいてございます。

6月10日（金） あいてございます。

6月11日（土） 休会でございます。

6月12日（日） 休会でございます。

6月13日（月） あいてございます。

6月14日（火） 本会議（一般質問） 午前9時より

6月15日（水） 本会議（一般質問） 午前9時より

6月16日（木） あいてございます。

6月17日（金） 本会議（最終日） 午後2時からでございます。

以上でございます。

○議長

続きまして

日程第3 諸般の報告を行います。

5月25日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員会委員長、山口君。

○議会運営委員長（山口昌亮）

去る5月25日午前9時30分から議会運営委員会を開催いたしました。案件につきましては、本日から開かれております平成28年平群町議会第6回定例会の議会運営について、先ほど報告のありました日程、それから議案等について審議しました。

以上です。

○議長

続きまして、5月25日に開催されました公共交通対策特別委員会の報告を求めます。公共交通対策特別委員長、植田君。

○公共交通対策特別委員長（植田いずみ）

去る5月25日水曜日午前10時30分より、コミュニティバス運行事業現状報告について、当局より説明を受けました。

以上です。

○議長

次に、町長より報告事項があります。

まず、繰越明許費繰越計算書について、平成27年度平群町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告を求めます。政策推進課長。

○政策推進課長

繰越明許費繰越計算書について報告

○議長

続いて、平成27年度平群町水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長

繰越明許費繰越計算書について報告

○議長

続いて、平成27年度平群町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長

繰越明許費繰越計算書について報告

○議長

次に、副町長より報告を求めます。はい、副町長。

○副町長

私のほうから2点、報告させていただきます。

まず1点目は、電気の調達につきまして、本町では役場庁舎を含む13施設の電力供給元を一般競争入札により募集いたしました結果、これまでの契約先である関西電力株式会社から奈良電力株式会社に変更し、本年9月から供給となる予定であります。一般競争入札による落札率は68.08%でございました。この変更により電気料金の削減が見込まれるところであり、対象の13施設は役場庁舎、野菊の里斎場、保健福祉センター、老人福祉センター、活性化センター、中央公園、平群中学校と3小学校、はなさとこども園、学校給食センター、そして中央公民館となっております。

2点目につきましては、平成28年度の予備費の充用につきまして、1件御報告させていただきます。

平成28年5月30日付で、議会事務局用冷凍冷蔵庫の購入といたしまして、議会費の備品購入費に6万3,000円を充用させていただきました。

なお、平成28年度当初予算額2,289万7,000円に対する執行率は8.6%となっております。

以上、御報告とさせていただきます。

○議長

以上で諸般の報告を終わります。

続きまして

日程第4 報告第5号 議会の委任による専決処分の報告について
(和解及び損害賠償の額の決定について)

報告を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、

報告第5号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年6月7日報告

平群町長 岩崎 万勉

次のページをめくっていただきたいと思います。専決処分書でございます。

和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

平成28年5月9日

次をめくっていただきたいと思います。

和解及び損害賠償の額の決定について

平成28年5月2日午前8時45分ごろ、平群町役場西側の倉庫敷地内にて公用車を後退したところ、停車中の相手車に追突し、傷をつけた物損事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 17万1,374円
ということでございます。

以上、報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長

続きますして

日程第5 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて

(平成28年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別
会計補正予算(第1号)について)

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。税務課長。

○税務課長

承認第6号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7番

毎年、この6月議会で質問してることなんで、わかると思いますが、この間、非常にね、この事業についてはいつも言ってますが、奈良県全体でも非常に多くの赤字というか、を出してます。隣の三郷町では、既に数億円の赤字が出て大変な状況になってると。三郷の初日の議会をちょっと傍聴しましたけれども、その報告が町長からされてました。まあ、平群町の場合、そういうことはなくて、滞納はこの間、聞いてると1億ぐらいあるということですが、実際に住民のほう借りた21億についてはですね、ほぼ終わってきて、町のほう国に償還する額も1億円を切ってくるというところまで来てると思うんですが、3月議会ではですね、質問したときには、今年度、単年度は今、課長のほうから16万何がしの黒字ということでしたが、3月議会のときには赤字という話でした。それが今回ですね、黒字になった理由について、一つは説明していただきたいということですね。3月議会のときは295万円ぐらい赤字になるという答弁でした。310万円ほど差があるので、その点についてはどうか。

もう1点、昨年度末の、ことし3月31日ですけども、国への償還残高が、

3月議会での答弁では4,159万8,000円で、返済終了件数が368件あったうち305件が終わったということでした。今度の決算、一応確定ということで、償還残高、それから滞納額、返済終了件数がどのように変化したのか、その点についてお答え願います。

○議長

税務課長。

○税務課長

それでは、山口議員の質問に御答弁いたします。

まず、黒字になった要因といたしましては、先ほど山口議員からありましたように、3月議会の予算審査では、平成27年度の決算見込みとして単年度収支で約300万円の赤字と予測しておりましたが、単年度収支が16万7,000円の黒字となりました。原因といたしましては、3月に滞納分を一括償還された方が1件、約200万円の納付がありました。また、一括繰上償還が宅地で1件、住宅新築資金で合計で90万円の納付があったことが主な要因であります。

続きまして、平成27年度の地方債の償還残高につきましては、簡易保険資金等、奈良県振興資金で4,159万8,449円となっております。これについては、償還期限は平成34年で終了となります。

次に、返済終了件数につきましては、当初の貸付額が宅地で166件、住宅新築資金で202件、合計で368件で、208人の方に貸し付けを行いました。平成27年度末では、返済完了者が宅地で137件、住宅新築で169件、合計306件で、174人の方が返済終了となっております。平成28年度以降の返済者が宅地で29件、住宅新築で33件、合計62件、34人となっております。

滞納の状況につきましては、宅地で20件、住宅新築資金で20件、合計40件、21人です。滞納元金額が9,083万1,411円となっております。

以上でございます。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより承認第6号について採決を行います。

本案については原案どおり承認することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり承認することに決しました。

続きまして

日程第6 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて

(平成28年度平群町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について)

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長

承認第7号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7 番

大変な数字が出ておりますが、この間、今の国保制度になったのは平成20年度からです。それ以降、今日まであんまり大きくは変わってないんですが、再来年、30年度から大きくまた制度が変更されるということになっています。

平群町のこの間のですね、国保会計をずっと平成20年から見ていきますと、25年までは基本的に黒字です。まだ町の会計、24年度に事務ミスで1億2,000万の乖離があるんで、それをならすと25年度まではずっと黒字できたということなんですね。黒字幅も当初は20年、それから22年には1億以上の黒字、単年度で出てますが、それ以降、23年から引き下げがあったので、若干、黒字幅は下がりましたけれども、それでも25年度も1,500万程度

の実質的な黒字が出てると、こういうことなんです。

一方、引き下げはどうかというと、23年度に資産割が廃止され、町の試算でいうと4,400万円の引き下げ、24年度は平等割を6,000円引き下げて、これが1,700万円、総額で。それから、25年度が均等割と平等割それぞれ7,000円の引き下げがあって、総額で4,800万円。それにですね、26年度均等割7,000円、平等割8,000円、これで大体5,100万円、総額でいうと1億6,000万円引き下げたと。平成20年度に1億2,000万の引き上げがありました。それ以上の引き下げが4年トータルでいうとなったと。

そのことも含めて、この会計を考える必要があると思うんですね。1億2,000万の事務ミスを別にした平群町の一番多かった剰余金っていうのは、25年になるわけですね。そのときで2億五、六千万円あったわけですが、それを2年間で、ことしは今、課長のほうから1億9,000万以上の赤字、昨年も9,800万ほど赤字出てますから、2年で2億9,600万円の赤字を出してるという結果になったんですね。これだけ大きい数字が出るのはなぜかっていうのをやっぱり分析する必要があると思うんですが、原課、町長でも結構ですけれども、今こういう急激なですね、会計、収支の変化についてどのように見ておられるのか、まずそれをお聞きいたします。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

20年度からの国保制度の大改正が起きて以来ですね、ずっと黒字決算をさせていただいております。確かに、ここ2年ほど単年度実質赤字ということで、今、議員お述べのように大きな数字になってきております。

それにつきまして、医療費の伸びっていうのは当然のことですけれども、一番大きな原因といたしまして、高齢化が進むことによりまして前期高齢者交付金のですね、やっぱり占める割合っていうのがですね、大きくありました。それで、26、27とやっぱり大分、前期高齢者交付金っていうのも減ってきたというのも大きな原因やと思ってます。それと、27年度につきましてはですね、予算より1億5,000万近い乖離があるということで、それだけでも大きな赤字の原因になったということで思ってます。

ただ、医療費につきましては、通常3%程度、それは年によって違いますけれども、3%前後の伸びをしてございましたけれども、今年度は6%近い医療費の伸びになっております。それにつきましても、やはり退職者医療制度の縮小ということで、一般のほうに加わる方が多くなったということも原因の一つやと思

っております。

今後ですね、当然医療費に見合った財源確保というのが急務になってくると思いますので、今後慎重にですね、税率のほうの見直してというのも考えていきたいと思っております。

○議 長

山口君。

○7 番

まあ、安易な引き上げってというのはね、考えもんだというふうに思います。今、課長、二、三、原因について述べられましたけども、一つ抜けてるのは、要するに住民、加入者の収入が減ってですね、一つは国保税の収入そのものがですね、収納率は、平群町はずっと高いまま来てますが、全体の同じ率であっても、もとが下がって、その分が減るっていうのもあると。

医療費が急激に上がったのはなぜか、今、課長も言ったように、いつとき21年から22年でしたか、逆に医療費が減るとい、マイナスになるというのも反対にあったんですが、ただ、その次の年はまた大幅に伸びると。それが全体で毎年3%ぐらいっていうのが、この間の経験則から来ているんだというふうに思うんですけどもね。

それも含めてね、今後、さっきも言いましたが、30年度には制度が大きく変わるわけです。ことし、来年度に、既にもう今回の補正、この後出てくる120万のシステム改修ですか、これも県が保険者として市町村と一緒にやるという中で出てくるわけですね。ほんで、払い方もですね、これまでは平群町が決められた分で、県から要するに、これだけ税額として取りなさいみたいな分が今までの話では来るといようなことなんで、そうなるといろいろ言っても、ある意味、町自身の裁量権が非常に狭まるという事態も起こるわけです。その中で、じゃあ、言ってきた分、全部住民に払ってもらうんだということになれば、天井知らずで国保税が上がってくる。

確かに、平群町はこの間、4年連続で引き下げていただいて、全国平均で見ても、また県内で見ても非常に安い税額になっているのは事実です。だから、その辺はもちろんわかるんですが、上げるにしろ、本当に緻密にやらないと、平成20年のときみたいに、いいかげんな計算でね、それからいいかげんな情報で大幅に値上げをしたという失敗があるわけですから、その辺はきちんと見なければいけないと思う。

それでね、一つ提案も含めてですが、もちろん今回の大幅な赤字、昨年、ことしと大幅な赤字出てますんで、そのことについてはしっかりした分析が必要なんです。きょうわざわざ言うのは、9月の決算でそれこそ細かい数字も出て

ですね、全て出るわけですから、9月の定例会にはですね、町として、きちんとこの国保会計の今の問題、平成20年度からの問題をですね、しっかりと分析していただくと。今みたいな大まかな分析じゃなしにね。細かい数字も含めてですね、きちんと分析する。同時に30年度から始まる新しい制度も見ながらですね、どうするのか。その辺をね、9月議会ではきちんとですね、こちらから聞かなくても、町のほうから出していただけるようにしたいというふうに思うんですが、その点はどうでしょうかね。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

今、山口議員おっしゃったようにですね、当然分析というのは必要やと思っています。確かに、この赤字というのは、異常に赤字になっておりますので、その辺は私どもも身に染みて感じておるところでございます。できる限りの分析はしたいと思っておりますので、御期待に沿えるかどうかは別としまして、一生懸命やっていきたいと思っております。

○議長

山口君。

○7番

ぜひそのことはお願いしておきます。その上で、できましたらね、県のほうの進みぐあいにもよりますが、30年度からの制度がどうなるかっていうのは、ちょっとどこかできちんとね、この間あんまりそんなに説明はされてないと思うんで、まだ細かい点で決まってない部分があるかもわかりませんが、ちょっとどこかでですね、全員協議会でもいいですし、文教厚生委員会でもいいですけども、議会のほうにも早目早目にね、県から市町村の担当課長を集めて説明をいろいろされてると思うんですが、その辺の情報についてはですね、議会のほうにも早目早目に報告していただきたいと思っておりますが、その点についてはどうでしょう。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

担当課長のワーキンググループっていうのが、昨年、一昨年ずっとあるんですけども、ただ、まだ各市町村の意見収集程度のとときが多くてですね、県は県なりに自分とこでいろんな数字は出してきてると思います。ただ、まだ明確になってないっていうことが多くありますので、当然明確になり次第ですね、何らかの形で御報告させていただきたいと思っております。

○議 長

山口君。

○7 番

いや、あのね、明確になってからじゃ、もう変わらない。ほんで、いつも、これもある意味、広域になるわけですよ、考えによってはね。この間の後期高齢者とか消防のように広域になるわけですよ。広域行政になると、ほとんど住民からは遠い存在になって、ほんで、また各市町村の議会でも、あんまり意見を言ってもですね、なかなか通らない。町長や議長を中心にですね、議論はされてるんでしょうけども、だから決まってから報告するんじゃなくって、今こういう話になってると。ほんで、平群町としても、じゃあ、ヒアリングを受けてるんだったら、議会の意見も聞いてですね、それを県に平群町として声を上げるっていうことも、私は大事だというふうに思うんですよ。

ですから、今、課長、決まってからじゃ遅い。県はこういうふうな、ワーキンググループあるんだったら、そこではこういう話し合いになってるということも含めてね、決まったということじゃなくて、こういう話が今進んでるということも含めてですね、私はやっぱりちょっと機会機会にやるべきだというふうに思うんですけどね。その点、どうですか。まあ、課長の一存でいかへんねやったら、町長でも副町長でも、答えていただければと思う。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

できる限りですね、私どもワーキングの中です、まだ公表をしていいかどうかという答えが出てないっていうのもあります。それも、いろんな各市町村の課長連中がですね、どこまで議会に報告したらええんやという話も実際出ております。その辺も含めてですね、もうちょっと私どもも、そこで意見を述べさせてもらって、それである程度オーケーのどこまで御報告させていただきたいと思います。

○議 長

ほかにございませんか。馬本君。

○12番

国保は非常に大変な問題だと思います。ここでひとつ、まず1点お聞きしたいねけど、27年度は1億9,500万ぐらい、実質単年度収支で赤が出てると。28年度、これ予算が大きく狂ってくると思いますねけど、予算上を見て。繰入金とかいろんなもんを想定して、もう基金ないねから。幾らぐらいの大体で実質単年度収支の赤が、ちょっとまず1点、その点についてお答え願えますか。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

28年度の当初予算でですね、今はございませんけども、基金の繰入額が6,000万、繰越金が1,000万、それから雑入として未確定財源ですけども、1億3,677万2,000円がございました。それで、今回の繰り上げ充用を2,675万2,000円ということで、2億3,352万4,000円が今のところ財源不足ということになっておりますので、予算どおり進みましたら、2億3,300万の赤字になるという予想でございます。

○議 長

馬本君。

○12番

大変な事態でございまして、山口君がらる質問されて、30年度に広域化の関係で、県の一定の評価基準が出るか出ないか、これは別として、そこまでいろいろ課長がワーキングチームをつくっていただいて、いろいろ議論していただいているということは感謝をしますけども、僕はその点について、各39市町村の中で、基金をたくさん持っておられる市町村も、調べますとあります。平群町は大変でございます。それはその立場でいろいろ議論、各市町村の課長、部長がね、いろいろお話されると思います。

そこで、一つ御提案をしたいねけど、一定の基準出るのは大体、まあ、一定の基準が出てから遅いやないかというお話もございましたけども、僕は果たして、お金持ってる市町村、基金持っておられる市町村が基金のない、例えば厳しい財政の国保の市町村をどれだけフォローしてくれはるのか、非常にクエスチョンの部分でございます。市町村は皆独立でございますんで、そういう点も踏まえ、一定、文教厚生委員会、るる僕は開催すべきやと、山口君と同感でございます。

それと、ここで僕自身、個人的に反省をしておりますのは、4回の値下げをしました。前期高齢者交付金、この件について多額な金が入ってきた。それで、基金、sonだけあるからこれだけ値下げしていこう、値下げしていこうということを、議会のほうからもいろいろな御提案がございました。最終的には、町長は議会に議案を提出されたわけで、全会一致でたしか値下げについては可決されたので、その点、踏まえるとね、非常に一部責任を感じてるところもでございます。やっぱり統一になる以上は、各市町村、皆、財政が違いますので、大変な事態が僕は起こってくるんじゃないかなということを踏まえながら、いかに住民に御理解をしていただく税改正をしていこうかということが大事でござい

ます。そら、過去の分析も非常に大切でございます。そこら辺も踏まえながら、課長、その点、文教厚生委員会やったら、何回でも僕は協議会を開くべきやなというふうにも思いますよ。恐らく、この平群町の税の改正は、条例をいつごろ御提出されようという御予定ですか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

ただいまの御質問でございますけども、通常、8月にですね、国保運営協議会を開かさせていただきます。そのときにこの決算の状況とか、また税率改正の話とか、そういうふうなことをお話をさせてもらって、御意見をいただくということなる予定をしております。それから、9月の決算議会がございます。その後ですね、当然また国保の運営協議会をさせてもらって、文教厚生委員会を開いていただいてですね、遅くとも12月議会には御提案させていただこうかなというふうに考えております。

○議長

馬本君。

○12番

まあ、一定決算という何もあるし、国保運営審議会という機関もございますし、町長の諮問機関もございますし、一定の27年度の決算は、そこである程度出てくるということでございますので、まあ、それはそれとして。9月議会終わってから、12月議会ならばですよ、御提案されるならば、早急に文教厚生委員会を開いて、いろいろ議論をして最終的には議長がまた諮られて全協をされるか、これはまあ別として、その協議会を何回も開くというふうなことにしていったら、僕はいいんじゃないかなというふうに思いますので、ひとつよろしく。国保財政では大変な事態が、平群町は今危機が来てるということだけ、私は常に認識しておりますので、まあひとつ、課長、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより承認第7号について採決を行います。

本案については原案どおり承認することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり承認することに決しました。

続きまして

日程第7 議案第32号 平群町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長

議案第32号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第32号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

続きますして

日程第8 議案第33号 平群町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所使用料徴収条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長

議案第33号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。窪君。

○10番

今、今田課長、説明してくださいまして、大変わかりやすいような、大変複雑な細かい内容ですので、再度確認をさせていただきたいと思うんですが、今回の条例改正案は国がですね、幼児教育の無償化を推進してきまして、子育て支援を充実させるために、ひとり親世帯等と多子世帯への保育料負担軽減をするという、シンプルに言いますと、そういう内容であると思います。

そこで、もう一度確認をさせていただきたいと思いますが、まずひとり親世帯の保育料負担軽減についてですが、今課長も申されましたように、改正点は三つあると思いますが、1点目は今までどおりですね、ちょっと言われてたかわかりませんが、市町村民税非課税世帯は無償であると思います。今回から対象者は7万七千何ぼと、こういう課税額が示されておりますが、年収360万円未満の世帯まで拡充をされたということと、2点目が第1子の、先ほどから申されてますように、年齢制限を就学状況に関係なく撤廃されたということと、3点目が第1子は現行の負担軽減額の半額にすると。また、第2子以降は無償である。無料に大きく拡充されたということだと思います。そして、多子世帯のほうの保育料負担軽減も、この改正点ですね。対象者が年収360万円未満

の世帯の第1子の年齢制限を就学状況に関係なく撤廃したということと、また第2子がそれに伴い半額、第3子以降は無償化を完全実施するという内容だということだと思いますが、それでよろしいでしょうか。まず御確認をさせていただきたいと思います。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

今、議員お述べいただいたとおりでございます。

○議長

窪君。

○10番

そして、そこからなんですけれども、今回の対象者の年収の拡大と、それから年齢制限の撤廃により、大変大きな拡充になると思うんです。平群町の対象者の皆さんにおきましても、大変大きな拡充になりますが、これまでのですね、年齢制限では1号認定、従前の幼稚園ですね、これは小学校3年生までを第1子とされてきた。また2号、3号認定、従前の保育園ですね、これは小学校就学前までの子どもさんを第1子とされてきたということだと思うんですが、今回の改正で年齢制限を撤廃することによって、では第1子の考え方についてはどういうふうになるのかということをお質問したいと思います。高校3年生の子どもさんが第1子にいたら、それは今まではだめだったということです。また、二十超えられたお子さんが第1子でいられて、幼稚園いっちゃる子どもさんがいっちゃったと。今、兄弟でも年齢の大きな幅のある御家庭もごいますので。ですので、この第1子の考え方について御説明をお願いしたいと思います。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

第1子の考え方につきましては、年齢制限が撤廃されたということでございますので、子どもを扶養しているかどうかということに尽きます。この考え方なんですけども、地方税法の扶養親族っていう考え方と同義っていうことでございますので、子どもを扶養していたら年齢は関係なく第1子ということになってございます。

○議長

窪君。

○10番

わかりました。要は、同一世帯ということだと思っただけですけどね。同一世帯で子どもを扶養してたら、その第1子が年齢関係ないと。極端な話、30歳でも第1子だと。まあ、そういうことはないと思いますが、というふうに受けとめさせていただきます。そういうことでよろしいんですね。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

今おっしゃっていただいたとおりでございます。

もう一つつけ加えるなら、生計を一にしているっていうことでございますので、住居が必ず同じでなくてもよいついていうことです。生計を一にしているっていう地方税法上と同じ考えでございますので、そのようなことでございます。

○議長

窪君。

○10番

わかりました。生計を一ですか、扶養ですから住居が一緒じゃなくてもいいということで認識させていただきます。

そして、今回の改正に伴いまして、平群町にとりまして対象者の数ですね、対象者、どのように拡大、何人から何人に拡大されたのか。はなさと、ゆめさと等々ありますし、それと世帯数の拡充ですね。それから、最後は影響額についても御説明をお願いしたいと思います。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

まず、はなさと、ゆめさとの今の児童数を申し上げます。4月1日現在ですけども、はなさとが121人、ゆめさとが259人、合計380人でございます。そのうち町内の在住児童数が、はなさとが121人、ゆめさとが254人、375人でございます。今回、対象となるのは町内の在住児童でございます。今、現行で多子軽減をしている対象児童数、世帯数ですけども、はなさとが対象児童数が30、世帯数でいいますと27。ゆめさとが対象児童数76、世帯数で72。それが改正されますと、はなさとが児童数が43、世帯数で36、ゆめさとが児童数が95、世帯数が89でございます。差し引きしますと、多子軽減の対象者数は、はなさとで13人、ゆめさとで19人です。

「もう1回」の声あり

○福祉課長

申しわけございません。

最初から。まず、はなさとだけを言います。今、現行は児童数が30人、世帯数が27でございます。改正後は児童数が43、世帯数が36、影響としまして、児童数が13人の増、世帯でいいますと9世帯の増でございます。

次に、ゆめさとでございます。今、現行は児童数が76、世帯数で72、改正後は児童数が95、世帯数で89、19名の増、それから世帯数で17世帯の増でございます。

影響額でございます。影響額といたしましては、年間209万5,000円の影響となる見込みをしております。

それから、次にひとり親世帯等の保育料軽減でございますが、まず、はなさと保育園でございます。現行が対象者7、世帯数で6、改正後は対象者が9、世帯数で8、2名の増、世帯数で2世帯の増です。

次に、ゆめさと、現行で対象児童者数が22名、世帯数で19、改正後は対象者児童数が24、世帯数で21、増減でいいますと2名の増、世帯でいいますと2世帯の増です。

影響額といたしましては、年間29万7,000円程度と見込んでおります。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。

それでは最後に、この条例改正後はこの内容、大変皆さん国のほうでも、また国会が閉幕しまして、こういう内容が新聞等々でも、皆さん御存じの方は多いと思いますので、周知ですね、対象者へどのような周知で対応されるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

この改正と申しますのは、4月1日にさかのぼって改正をいたします。周知につきましては、7月、できるだけ早い時期に広報等でお知らせをしていきたいというふうに考えております。それと、個別の通知でございます。今度新たに対象となる方、こちらでつかんでいる対象児童者世帯につきましては、保育料を返還していくという作業が出てきます。その保育料を返還するに当たって、どういった内容で保育料が改正になるのかっていう、そういった内容とあわせてどれだけ返還するっていう通知をしていきたいと考えております。おおむね、

システムの機械の切りかえ等もございますが、8月をめどに返還、それから個別通知をしていきたいというふうに考えております。

○議 長
窪君。

○10番
ありがとうございます。

4月1日にさかのぼって改正ということですので、皆さんにその差額分を8月ごろに返還するというのと、それから対象者に個別通知するというのと、7月広報でお知らせするということですので、丁寧な周知をしていただくことをお願いしておきます。

以上です。

○議 長
ほかにございませんか。森田君。

○4番
私、あんまりこういうのは得意じゃないんですけども、これは平群町にお住まいの方が平群町の子育て支援を受けれるのか。例えば、近隣の市町村で預ける場合はどうなるのか、その辺のことをお答えいただけませんかでしょうか。

○議 長
福祉課長。

○福祉課長
平群町在住の児童が対象となっております。委託していても、平群町の保育料でお支払いをしていただいておりますので対象となります。

○議 長
森田君。

○4番
ありがとうございます。
それと、影響額は多子で240万ほどか、あと、ひとり親で20万ほどでわかるんですけどね、これ、当然国からの全額補助金だと思うんですけども、平群町だけが制度を拡大するというのは、平群町の単独のお金が出ていくんじゃないかと思うんですけども、その辺、幾らぐらいに、トータルでも結構です。

○議 長
福祉課長。

○福祉課長
まず、補助金の件でございます。平群町の保育料についての国の補助って

うことですが、これ、残念ながら補助金ではございません。交付金で出ますんで、幾ら返ってくるか、ちょっとわからないっていうのが現状です。

先ほど申しましたように、平群町は単独で階層をふやしている部分がございます。国基準では、2号、3号を5万7,700円以上と切ってるんですけども、平群町は1号、2号、3号と同列に合わせて7万7,101円未満っていう、この基準、差額、単独で持つ分が出てきます。その部分につきましては、年間で33万ぐらいかなっていうふうに見ているところです。

○議 長

森田君。

○4 番

ちょっと私もあんまり詳しくわからなかったんですけども、今補助金で出ないで交付金で出ると、それはわかりました。幾ら交付金がつくのかもわからない、困ったことですね。これであればですね、収支の決算も見込みも組めないような気もするんですけども、しっかり情報収集に努めてですね、国からせつかくこういう法律を改正するわけですから、当然私は補助金が出るものだと思ってたんですけども、まあ、それは結構ですけども。

町の影響額が制度拡大によって、33万の負担がふえるということの理解でよろしいですね。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

はい。33万程度っていうことでございます。

○議 長

ほかにございませんか。山口君。

○7 番

今回、この議案、3回にわたって差しかえ、それまず説明すべきじゃなかったかなと私は思うんです。職員も時間割いて、議員12人全部回るんでしょう。朝ピンポンって鳴って、何事かなと思ったら差しかえ。議会へ来たら、また差しかえがあるんです。なぜそうなったかって、説明要らへん、町長の責任。まあ、町長の名前で出てんねから、そうでしょう。まずその責任が、それが何でそうなったかっていうのを、まず議場で説明するのが私は町側の立場だと思いますよ。全くそんな説明なかったじゃないですか。差しかえあんのはね、そら、人間やることですから、字句の間違えとか、それは出ます。でも、3回も同じもんでって、こんな初めてやわ、13年やって。それについては何も言わない。私はちょっと姿勢を疑いますね。まともですか、町長。それをまず質問し

ます。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

まず、おわびを申し上げます。大変申しわけございませんでした。3回にわたって差しかえっていう、大変御迷惑をおかけしましたことをまずおわび申し上げます。申しわけございませんでした。

これにつきましては、条例改正っていう非常に重要な案件について精査が不足していたということに尽きます。また、見ている中で、もともとの表記が誤りがあったっていう、その修正等もございまして、3回という不細工な話になってしまったっていうことでございます。今後このようなことがないように努めますので、御勘弁いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

山口君。

○7 番

最初にやってもらわなければならないと思いましたが。

それでね、今、窪議員、森田議員から質問あって、ちょっと重複しますが、交付金じゃなくて交付税算入ということやから、すぐ計算できないということでしょう。でも、この間、議論してるように交付税算入は後から全部計算すれば、まあ、財政当局の話ではほとんど間違っていないと。だから、金は入ってくるんでしょう。ほんで、今回、平群町がちょっとだけ上乗せした部分、これはこども園という性格上、分けにくいということもあって、当然そういう措置をとられた、それはいいことだと思います。それが33万円ということなんですけれどもね、大体ということでした。そのことはいいとしても、町外保育で預けてる人で、これ、今の説明だったら対象者ゼロということになるんやけど、それはそれでいいんですか。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

町外保育は、今4世帯、5人が委託をしております。確認しますと、この今度の制度改正の対象にはならないということでございます。

○議 長

山口君。

○7 番

それと、あと北幼稚園行っている方、ここの部分は私立のそういう部分ほど

ういうふうな扱いになるんですか。それはもう対象外ですか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

私立の幼稚園につきましては、幼稚園就園奨励費の関係がありますので、こちらのほうで対応するという事で予定をしております。

○議長

山口君。

○7番

はい、わかりました。

いずれにしても、この間、新聞等でニュースでも報道され、360万円という年収を基準に今度さまざまな子育て支援策が政府としてとられたということなんですね。360万円という、ここの微妙なところももちろんあるかと思うんですが、今度のことでね、説明書きいろいろ、こう書いてもらってるんだけど、これはこれで正確に書かなあかんもんだと思うんですけどね、住民の皆さんに説明する場合、どういう出し方されるのかわかりませんが、文章で書いてもなかなかわかりにくい。そこでね、もちろん当事者に出すっていうのは、それはそれでいいんですけども、例えば議会だよりを出すときに、この条例変わりますわね。そしたら、このように変わりましたって言葉で書いたってなかなかわからない。例えば、この細かい表じゃなくって、今ここまでの人はこういうふうになるんだっていうね、そういう書き方っていうのは大事なんですよ。今まで、この表で見ると、例えばひとり親だったら、これはまだわかりやすいですよ、こっちはね。それでも、これまで2万8,000円未満のD2階層までの保育料についてはこうなったと。それが全部1人目は半額、まあ、1人目が半額になるっていうのはもうわかりますけど。それが要するに、所得の対象者がこんだけ広がるっていうのをね、これ、D5階層は二つに分かれるわけでしょう、この多子世帯とひとり親については。その辺も何でやっていう説明は国にしてもらわんと、町はできへんやろうけど、7万7,101円から9万7,000円の方は、同じD5階層であっても対象にならないということですから、その辺もね、広報で出す場合はもうちょっとシンプルにわかりやすくしていただきたいなというふうに思います。

それと、さっき子どもの人数ありましたけど、ひとり親世帯っていうのは、平群町全体でどれぐらいいらっしゃるのかわかんないですけど、以前聞いたときは、子どもの数が180人ぐらいって聞いてるんですが、世帯数でいうたら百二、三十になるんだと思うんですが、ひとり親家庭の場合、子どもが18歳

までを対象にするんで、そのうち今さっきおっしゃった、三十何人でしたか、ひとり親の場合ね、37人ですか、はなさとゆめさとでね。これはもう全てを網羅、保育所、幼稚園行ってない人っていうのは、そんなんはない、まあまあ保育料のことやから、行ってなかったらもちろん軽減も何もないんだけどね。ひとり親家庭の中で、これはもう、そうか、それはいいわ。ひとり親家庭全体、これ、37人っていうことですけど、ひとり親世帯の子どもの人数っていうのはわかりますか、それと世帯数と。それだけちょっと参考までにわかれば。わからなければいいですけど、わかれば。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

申しわけございません。ちょっと手持ち資料にございませんので、申しわけございません。回答できません。

○議長

山口君。

○7番

もう1点だけ。今度の制度もできたのも、子どもの貧困っていうのが全国的に問題になってるんですよね。この間いろいろネットとか見ると、日本全体で16%もの、要するに子どもの貧困率があると。まあ、子どもだけじゃなくて全体の貧困率が上がってきてるとい、世界の中でも相当上のほうまで来るといような報道があるんですが、平群町の実態っていうのはどこまでつかんでおられるかわかりませんが、特に子どもの貧困率、数字、もちろんすぐ出ないとは思いますがね、その辺もやっぱりどうなってるかっていうのは、きちっとチェックというか、そういうのも計算、もしできるのであれば出したいというふうに思うんですが、その辺、今度のこの条例改正とあわせてですね、どのようになっているかっていうのも、今後の子育て施策等を平群町としても考える上で大事になってくると思うんで、その辺については担当課としてはどのように考えておられるのか、ちょっとこの議案とは趣旨が違いますが、もともとそういう趣旨の中で出てきた条例改正案だというふうに思うんで、その点はちょっとお聞きしておきます。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

今、山口議員の質問で、貧困世帯等の話がございました。貧困対策ということで町も取り組んでいくっていう話を前回にもさせていただきました。このこ

とにつきましては、国が貧困率っていうのを示しております。それに置きかえて平群町でいえばどれぐらいになるかっていうのは、平群町としても調査をします、させていただきます。今度、平群町子どもの未来応援地域対策協議会というのも立ち上げをいたします。その中で一定協議する、その材料としてもですね、それは必要と思っておりますので、その辺の数字をはじいていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて、これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第33号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

10時55分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時37分)

再 開 (午前10時55分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議 長

続きました

日程第9 議案第34号 平成28年度平群町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長

議案第34号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。森田君。

○4 番

このシステムは、広域化ということは理解できるわけなんですけども、コンピューターのシステムいいますのは、きっちりシステム設計ができてないと、ある部分だけやっても、当然バグが出てですね、システムが機能しないと思うんですけども、そういうシステムのメインのプログラムじゃなくてシステム自体の幹となるものができてるんでしょうか。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

今回のシステム改修につきましてはですね、県のほうでですね、保険料の算定標準システムが導入されます。その連携をするためのものございまして、平群町の今現在、日本電算のほうでしていただいているシステムの中でですね、一部構築をさせていただいて連携に間に合うということでございます。

今年度10月をめどにしてですね、標準システムの運用テストが開始されますので、それに間に合うようにということで、今回、改修の補正予算を上げさせていただいております。

○議 長

森田君。

○4 番

ちょっとわかりにくいんですけども、こういうのは業者が同じ業者で県が進めておるんだったら理解できるんですけども、こういうのは一気通貫で処理しないと効率が上がらないのは一般的だと思うんですけども、その辺のことは県

の指導なりですね、県からどういう話が来てるんでしょうか。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

奈良県下39市町村ありますけども、自庁システムというのは、ほとんど違う電算会社を使っております。そのかげんで、これに関してはですね、市町村の判断に委ねるっていうことになってます。ただ、県が導入するシステムに連携できるようにということでございます。どこにしなさいとかいうのは全然ございません。

○議 長

森田君。

○4 番

本当に、これ、きっちりやらないとですね、やったはいいけども、また入力をやり直しとかですね、そういうことにならないようにしていただきたい。近々の一番いい例がですね、システム障害を起こしたのは、みずほ銀行なんです。みずほ銀行はですね、銀行がメガバンクになったわけですけども、統合したためにシステムがトラブルったということでしたので、そういうことにならないようにかたがたお願いはしておきます。

○議 長

答弁はいいですか。

○4 番

いいです。

○議 長

はい。ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて、これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第34号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

続きまして

日程第10 議案第35号 平群町公共下水道6号幹線3工区工事の請負契約の締結について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長

議案第35号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。森田君。

○4番

この工事ですね、何社で指名入札されて、町内業者が何社入っておられたのか。それとあわせて、落札率はどうなっているのか。

○議長

上下水道課長。

○上下水道課長

今回の工事の指名業者は、11社指名いたしまして、うち7社が辞退されました。4社が応札されまして、最低制限価格での落札で、落札率は86.2%です。町内業者については、指名しておりません。

以上でございます。

○議長

森田君。

○4番

町内業者を指名してないということでございますが、近鉄の線路をまたぐ非常に難易度の高い工事だと思うんですけどね。そういう何か町の規定とかいうのがあるんでしょうか。

○議長

上下水道課長。

○上下水道課長

今回、11社指名しましたのはですね、近畿日本鉄道の土木工事の指定業者ということで、11社指名しております。踏切下の推進ということで、踏切内の薬液注入とか、地盤を固めるような作業もありますので、そういったことで近鉄と協議した上で、近鉄の指定業者という形で指名しております。

以上です。

○議長

森田君。

○4番

今の話で2点だけお尋ねします。

町内の業者で近鉄の指定業者ですか、指名業者に入っているところはないんでしょうか。

あわせて、落札率86%ということですが、これは最終的にはくじ引きで決められたんでしょうか。

○議長

上下水道課長。

○上下水道課長

町内業者で近鉄の指定工事店はございません。

最低制限価格86.2%の落札につきましては、今回契約いたします株式会社高岸のみでございます。残りの3社は、最低制限価格を上回った金額での応札でございました。

以上です。

○議長

ほか、ございませんか。井戸君。

○3番

ちょっと心配なことなんですけども、前にもあったと思うんですけども、岩盤が違うということで、思いのほかかたかったとかいう理由で工法が変わって追加になった経緯があるんですけども、今回は契約上どうなってるんでしょうか。

○議長

上下水道課長。

○上下水道課長

契約書はどうにもなってないんですが、設計内容としましては、これまでの吉新地区内の推進の工事の経験もありますので、基本的には、例えばこの役場

庁舎の西側、ちょうど竜田川横の推進工事だとかですね、あるいはこの役場庁舎から町道西に向かったの推進工事なんかのですね、土質に対応したような推進の機械を選定しております。ただし、平群の東の山地からですね、竜田川までの間っていうのは、かなり土質が乱れておりますので、竜田川の河川の蛇行だとか、あるいは東側の山腹からの土砂の崩壊とか、そういうことで土質が乱れてますので、ボーリング調査等でその箇所で出てこなかったような大きな転石等がある可能性は確かにございます。ただ、これまでの吉新地区内での推進工事で、変更したこともありますけども、変更した際に使用して推進が可能であったような、そういう推進機械の選定をしております。

○議長

ほかにございませんか。

ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第35号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもって散会いたします。

(ブー)

散 会 (午前 1 1 時 1 1 分)